

第2回東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日時

平成 15 年 10 月 31 日 金曜日 開会 午後 3 時 00 分 閉会 午後 4 時 18 分

2 場所

都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室

3 出席者(敬称略)

委員	会田 保彦	(財)日本動物愛護協会理事・事務局長
	石井 栄子	主婦連合会常任理事
	小山 洋子	東京都小学校 PTA協議会顧問
	佐藤 志伸	(社)東京都獣医師会理事
会長	関 哲夫	弁護士
	田中 傳	(社)日本愛玩動物協会理事長
	林 良博	東京大学農学部教授
	山口 千津子	(社)日本動物福祉協会専門調査員
	山口 安夫	(社)日本動物保護管理協会事務局長
	大山 恭司	千代田区助役
	斉藤 好平	八王子市助役

4 議事

- (1) 「東京都動物愛護推進総合基本計画」の原案について
- (2) その他

(午後 3時00分開会)

齋藤部長より、本審議会委員定数14名、現在のご出席者数は11名で定足数に達している旨を報告。

委員紹介

齋藤部長より、10月6日付けで交代があった委員の紹介。

議事

- (1) 「東京都動物愛護推進総合基本計画」の原案について

会長 すでにご承知のとおり、計画策定に当たりましては、内容、ボリュームともに過大であるため、第1回審議会において事務局からご説明のあった骨子案をもとに、具体的策定作業を集中的に行うため起草委員会を設置いたしました。この起草委員会におきまして、計画の原案を作成していただき、先ほど開かれました本日の第2回起草委員会におきまして、内容の審議がなされたところでございます。本日は、この原案につきまして、本審議会に報告をしていただき、審議をしてまいりたいと考えております。この計画の原案は事前に事務局より皆様に送付させていただいており、すでにお目通しをいただいていることと存じます。それでは、「東京都動物愛護推進総合基本計画」の原案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、これからお手元のダイジェスト版に沿って説明をさせていただきます。この計画内容につきましては、概ね前回の審議会でご説明させていただきました、事務局

が想定しました本計画の骨子に沿った形で原案が策定されてございます。起草委員会に代わりまして、現時点での原案を事務局のほうから説明させていただきます。

<事務局から原案について説明>

会長 それでは、ただいま説明のありました「動物愛護推進総合基本計画」の原案につきまして、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

委員 この計画についてというほど大それた話ではないのですが、一都民として、ふだん一番問題になっているのが、鳩がすごく飛んでいて、鳩は糞害と言われていたのですが、あれはどうなっているのかなと思ってちょっと教えていただきたいのと、それからもう一つ、今、サソリが問題になっておりますが、私の知っている方ですごいエリートのインテリの方で、そういうことに非常に興味のある方なので、お土産にもらったといってサソリを飼っていらした方があって、それをお土産に買ってこられるかどうか私も疑問なのですが、実際見せていただいておりますが、サソリは大きな水盤の中でないと危ないので、そうやって飼っていますと、非常に安全管理をして飼っていらっしゃるように、餌を与えてかわいがっていらっしゃる。「じゃ、先生、もし地震がきたときはどうするんですか」と言ったら、「僕は逃げます」なんて言っていたので、最近、地震の話もありますし、サソリの事件もありますので、やはり危険なものを外国から輸入する場合の対策と、それから飼っている人の意識で、非常にかわいがっているけれども残酷に捨てるとか、その落差がものすごく激しいと思うのです。ですから、もちろんこの中にいろいろ教育のことなどがありますが、すけれども、これに携わるいろいろな役をおつくりになるようですが、やはりそういう知識を持った方がやっただけだと安心かなと思っているのですけれども。

会長 今の質問について、事務局からどうでしょうか。

事務局 鳩については、一応、動愛法は飼養動物という形で、野生鳥獣の関係ですので所管する法律が異なりまして、鳥獣保護法とか、そちらで鳩公害については対策等が講じられているということです。東京都では、産業労働局の所管で対応しております。それからサソリですけれども、愛護法でも爬虫類までが対象動物でございまして、昆虫は除外されていますので、例えば衛生害虫ですが、サソリに限らず、蚊とか、ハエとか、そういったものについては愛護法とは別の部署で所管しております。最近、ペット動物も非常に幅が広くて、犬、猫に限らず、野生の鳥獣がペットとしてかなりの数、輸入されているのですけれども、狂犬病予防法とか、家畜伝染病予防法、それから感染症法とか、そういったところで水際で検疫等が行われているのですけれども、野生鳥獣については、感染症法で規制もかなりかかってきている現状ですので、それは徐々に、いろいろと感染症の問題がありますので…。ついこの間も感染症法の改正がございましたけれども、対象動物を広げたり、特定疾病について規制の枠を広げたりということで、徐々に規制は広がりつつあると思います。

会長 よろしゅうございますか。

委員 結構ですけれども、そういう分類が私どもには全然わからないということを知っていただければそれでいいのですが。

委員 今のご質問は、多くの方々もそう思っておられることかもしれませんので、ここで言うております東京都「動物愛護推進総合基本計画」の対象としている動物はどこかで少し定義されたほうがいいのかと。例えば、「特定動物飼養許可施設数、個体登録数の推移」というのがございますね。これを見ると、ゾウからはじまってヘビまでありますけれども、例えば特定動物にされたものも平成13年の1月から特定動物の個体登録制度を開始しておりますし、平成14年の8月からは特定動物の範囲を拡大されている。プランクになっているのは、ここは把握されていないのですけれども、こういう施設等については、もうすでに平成14年度以降は把握されているわけですね。ということは、確認もあるのですが、この総合基本計画の対象としている動物はこの特定動物というふうに考えてよろし

事務局 それでは、今現在の考え方につきましてご説明いたします。第三者機関ということの意味合いでございますけれども、第三者機関につきましては民間組織というふうな考え方を持っておりまして、愛護団体ですとか、あるいは業界、そうした各団体の協力を得た協議機関といったものを今後立ち上げる中で、そこが優良な店舗の認証をしていきたいというふうな考え方を持っております。それから、東京都は今現在、ペットショップを開店する際には登録制度を12年度から導入しているわけですが、この登録制度は将来的に、例えば許可とか、そういった形にもっていくかにつきましては、この計画の中ではそうしたことも検討はしているとなっておりますけれども、今のところ、タイムスケジュールとか、そういったものはまだ俎上には上っておりません。確かに、新聞等で見ますと、いろいろな虐待のニュースなどがあるのですが、調べた限りでは、業界がまだそれほど整備されていないと言っただけでは、組織化がそんなに進んでいないということもあります。ただ、最近の動きとしましては、お客さんに信頼される、満足される店づくりを目指したいという業界の意向がございまして、特に基本的には、動物を売ったところから自分たちのサービスが始まるんだという考え方を持った店舗が結構増えてきておりますので、一方では、かなり虐待などが新聞ではセンセーショナルに報じられますけれども、団体によっては、こういったところからサービスが始まるんだというようなところも出てきてございますので、そういったことも見ながら、認証制度とか、そういったことも考えていきたいというふうな考え方をしております。

委員 認証制度等」と書いてありますが、等」は何なのか。

事務局 今のところ、優良店舗の認証ということを考えておりますので、この「等」につきましては取らせていただきます。

会長 それは削除するという意味ですか。

事務局 はい、そうです。

委員 引き続きダイジェスト版の9ページの2の「動物取扱業者への啓発と指導」ですが、これは委員のほうからご質問があり、事務局がお答えになられたこととお聞きして、なるほど、それでこういうことになっているんだなという気がしたのは、まだ動物取扱業者の自主的な自己運動というのが遅れている。普通であれば、例えば自らが自分たちの団体を組織していく、その組織を応援して、自らの団体の中でいろいろな活動をしていく。例えば講習会なども、この書き方であれば、これは都がやられるという感じの書き方になりますね。そうではなくて、彼らが自主的な講習会をやるのを支援するというやり方も、当然、彼らのほうに相当なオートミーといいますが、自立性が出てくればそうなるのですが、講習会についてもそうですし、それから認証制度も、厳しいのは第三者評価をして認証するというのがありますけれども、一番最初は自分たちの組織の中で優良店舗を自分たちとして決めていくというのが普通はあるべきですね。そここのところが少し抜けているのかなと。どこかこの中で、こういう形で現状を見れば、確かになかなか小売業界にしる、ブリーダーの業界にしる、いろいろな大切な業界がきちんとした自己組織をつくっておられないということがありますが、一方では、その業界が自ら高まっていくような、そういう組織づくりを応援するような項目があるといいかない感じがしましたけれども、いかがでしょうか。

会長 今の点は、いかがでしょうか。まず業界団体内部で・・・。

委員 業界団体を育てるといいますか・・・。

事務局 貴重な意見でございますので、中で何らかの形で盛り込んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

会長 ほかに何かございますか。

委員 動物愛護推進員というのは、犬・猫のご専門の方がわりあい多いと思うのですが、数量からいくと、鳥類、爬虫類、小動物というのが非常に多く占めているわけですね。そう

すると、鳥類、小動物、爬虫類等を指導する推進員というのはどういうふうの手配されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

会長 いかがでしょうか。

事務局 当然、推進員につきましては、幅広い職種というか、獣医師、愛玩飼養動物管理士、犬のインストラクター、訓練士、教員から、ペット探偵から、いろいろな方がおります。特に愛玩飼養動物管理士の方が4分の1くらい占めておられると思うのですが、当然、1級なり2級なりということになりますと、それなりの素養の持ち主の方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、端的に申し上げて、いろいろな動物飼育になると、専門獣医師というよりも、幅広い知識も必要になるので、直接飼ったことがないと難しいと思うのですが、一応はなるべくそういういろいろな職種の方々に委嘱するように、偏らないように考慮して、協議会のほうにも諮りながら委嘱のほうを進めているところでございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 概要版の2ページの一番下のところに「施策の取組方針」10年後の具体的な数値目標というのがございますが、指標に基づく数値で目標数値をあらわしたということについては、非常にわかりやすく大変いい整理だと思うのですが、動物致死処分数1万頭/年以下という目標値ですけれども、本編のほうの致死処分数の状況を見ますと、平成14年度ですでに1万1千件になっているわけですね。これが10年後の目標数値として妥当な数値なのかどうかというのが私よくわからないものですから、この1万頭以下というふうに定めた数値というのは、何か積み上げがあって10年後の目標数値を定めたのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

会長 ただいまのはなかなか重要なご質問だと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局 1万頭ということですが、致死処分というものの現状だけお話をしてお話してご理解いただければというふうに思っております。致死処分というのは、例えば飼養者から持ち込まれるものでありますとか、それから交通事故に遭ってけがをしたものでありますとか、生まれたばかりで親がいないと生きていけないような子猫でありますとか、そういうようなセンターが保護収容したものの総体を含んでおります。そして、そうした中に、例えば負傷した猫などは、センターで一時的に治療とか、そうしますとほとんど命が助からないケースがかなり多いわけです。そういうものが例えば1ヵ月単位でとりますと猫だけとりましても子猫の場合ですと、先ほど言いましたように、ミルクも飲めないような状況のものを、息があるからこちらのほうで保護収容していますと、季節によっては大体1,000頭くらい収容するのですが、そのうちセンターの中で収容した後、約900頭くらいがそのまま亡くなってしまうというような現状です、現実的には。また、負傷動物にしましても、例えば交通事故に遭ったものは、半分以上がセンターの治療の中で残念ながら命を落としてしまうというものです。そうしますとやはり致死処分というのが、本当にいわゆる命あってずっと生きていけるようなものだけではないということで、そういうものが8割から9割、やむを得なく致死処分しているというようなものですから、そういう意味からしますと、急激にこの頭数を減少させるということは、現実的に今の時点で考えますと非常に難しいのかなと。そういう関係で、1万頭というのが適切かどうか皆さんのご審議の中でお願いをしたいと思うのですが、いずれにしろ、急激なことというのはちょっと難しいかなと思っております。いずれにしろ、そういうような当然生き長らえるものについては、センターとしては、新しい飼い主を探す譲渡事業とか、そういうことをやっております、とりわけ犬については80%くらい、何らかの格好で新たに生活ができるというような現状になっている。こういうのが今の現状で、ご理解いただければと思います。

会長 いかがでしょうか。実情に即した数であると。

委員 そうすると、指標として捉えるのに、致死処分数という指標を捉えるというのが妥当な形になるのですか。例えば、本当に元気な、本来であればこれから何年も生き長らえる動物を人工的に致死させるというのがもし仮に少ないとすれば、むしろ、例えば里親の件数を増やすとか、そういう形での指標を捉えるとか、そういう形での議論というのはあるのですか。

事務局 この指標につきましては、先ほど起草委員会でも長時間にわたりまして議論があったところでございますけれども、「東京都動物愛護推進総合基本計画」の性格から、致死処分というか、殺処分といいますか、これを、いわゆる数値目標として掲げることも含めまして、あるいは委員がご指摘でございました、今現在1万1千頭にしては、理想を言えば、本来はゼロを目指して高く目標を掲げて、この計画を推進したほうがいいのではないかというご意見ももっともなご意見なものですから、基本的には、今現在で1万頭以下にしていきたいと。ですから、数字は確かに非常に難しいとは思いますが、今後、いろいろな資料を調べたりしまして、この計画の趣旨からしましても、何らかの形でもう少し高く掲げていきたいと。先ほどの起草委員会では、ある程度もう少し高い目標を掲げて…。それは、逆に言いますと、達成が確実にされるかどうかというのはわからないのですが、計画の性格からしまして、目標をもう少し高く掲げていきたいということで、先ほどの起草委員会では話が出たところでございます。

会長 よろしゅうございますか。多少は概念のとり方という問題はあるような感じだと思うのですが、ほかにいかがでしょうか。

委員 今のご質問に対する答えが私よくわからなかったのですが、つまり、さっきの事務局のご説明では、この致死処分数という中には、実はやむにやまれず安楽死した部分が含まれているんですよというご説明だったわけですね。

事務局 はい。

委員 そうしたら、安楽死と殺処分というのは違うわけで、安楽死は動物のためにやむを得ずやっていることですから殺処分とは違うわけで、最初から1万1千という数字のあらわし方がおかしいのではないかとおっしゃったわけですね。だから、もし頭数的にはっきりするのでしたら、そこははっきりさせられたほうがいいのではないかという気がします。今の時点でも、殺処分というのはもっと少なくなってしまいますから。例えば原案の7ページの上にあるこの表から見ると、私、これはなかなか減らないなと思ったのは、猫がほとんどを占めているわけで、猫の取得者が14年度で見て8,588頭ですが、これをどうやって減らすのかというのは大変難しいところがあって、私は1万頭というのは妥当な数だなと思ったのですが、ただ、この中の8,588頭は拾得者から持ち込まれたけれども、これはもう助からないものが含まれているんですよというご説明に先ほど近かったと思うのです。それだったら、それは殺処分していることにはならないわけで、そこは初めから分けておかれたほうがいいのではないですかというご質問で、私もそう思ったのですが、そこはどうなんですか。

会長 だから、さっきの概念の問題で、黙っていてもピンピン生きているような動物をあえて安楽死させるというのと、黙っていればそのまま死んでしまうというものも含めてしまうのか。ただ、これは統計としては、一回概念ができてしまうとなかなか変えられないのですか。その辺をお願いいたします。

事務局 まさに東京都で使っている「致死処分」というのは、センターの中にくたときに命があったものについて、その後どうなるかは別にして、亡くなった部分について「致死処分」というふうに今まで呼んできているのが現実だと思うのです。それで、先ほど言いました交通事故で亡くなるというより、もうほとんど命がないものは、さっき先生がおっしゃったように安楽死を選択するのがやはり専門の獣医師さんとしてはまさに当然のことなわけですね。

そういうものも入るといことなので、その辺をどうやって分けられるかということですが、どちらかというと、全国統計なども、そういうようなセンターの中で処分をしてやったものとまた、しょうがなくて安楽死し、それから、センターの中で亡くなったものを全部総体として、今の全国的な統計はそういうふうになっているのが現状です。そういう意味で、もう少し解説を加えればできるのかと思いますけれども、その辺は事務局で相談をさせていただきたいと思います。

委員 そういうのを書いたほうがいいですね。

会長 非常にごもつともな質問ですけれども、結局、全国的な統計である概念を決めてしまうと、それを動かさなくなっているわけですよ。だから、そういうふうな疑問が出てくるのは非常にわかるので、そういうのが含まれているという意味で、ちょっと説明か何かが必要なのかなという感じを持ったのですけれども、その辺はご検討ください。ほかにいかがでしょうか。

委員 今の安楽死というか、死に至るときの問題も含めてだと思っておりますが、現実的には猫が傷害を受けてセンターに保護されることが多いということですので、そのときのほうが、逆に言えば、わかるものであれば早く飼い主がわかるほうがいいということですよ。そういうことであれば、数から多いことを考えたりするのだったら、マイクロチップを最初に試験をすると3番の2番のところに書いてありますけれども、その有効性について犬を対象に検証するというようなことがあります。それよりも猫をというほうが現実に即しているのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

事務局 個体識別につきましては、捨て猫といいますが、持ち主がはっきりしているということですが、センターへ持ち込まれに猫の大半が、生まれたばかりの猫といいますが、要するに、まだ目もあかないようなものがかなり多いというのが現実でございます。それが数を増やしているということです。ですから、逆に持ち主がないというか、捨てられていたといいますが、箱に入っていて庭先に置いてあったものがセンターに持ち込まれた、そういうケースでこれだけの数になるんですね。犬は捕獲してきたものが多いのですが、

会長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。

委員 6ページ(3)のEですが、区市町村においても、動物愛護推進員に準じた独自の制度が導入され、云々と書いてありますけれども、これは公の制度として導入されるのでしょうか。

会長 いかがですか。

事務局 すでに普及員とか、地元の獣医師会さんとボランティアさんをするとか、動物の適正飼養ということで携わっていただけるような制度を導入している区等も実はありますので、動物愛護推進員制度というのは、東京都のほうで委嘱して、協議会で進めていく制度ですけれども、推進員の数などに限りがありますので、区市町村単位で同じような民活できるような普及員をもっと活用して、ボランティアを活用した制度も同時並行的に進めていければ、より高い適正飼養推進を図っていただけるのではないかとということで、例えば文京区などもございますし、あと千代田区とか、そういったものを実際に活用している区もございます。

会長 よろしゅうございますか。ほかにどなたか。

委員 最終ページのところに「計画の実現に向けて」というところで、今回、この計画がきちんと推進されていることを評価するというページが入ったことは非常にすばらしいことだなというふうに思っているのですが、ほかの委員の皆様方の感想を伺いたいと思いましたが、この評価については第三者機関等を第三者という捉え方をしているのですが、3番の表現では東京都動物愛護推進協議会が計画の推進母体で、つまり計画を推進する母体が評価も行うということは、読み方によっては、これは自己評価、自己点検という読

み方があるのではないかというふうに思いましたときに、第三者機関ということであればある程度包含的な組織でも構わないのですけれども、多少名称を変えとか、これは第三者というよりも、自己評価、自己点検ではないかという読み方がされるのではないか。私の読み方ですが、ほかの委員の先生方はどう読まれるか、ちょっとご意見を伺っていたきたいと思います。

会長 今の点は、ほかの委員さん、何かご意見ございますか。

委員 私も、「計画の実現に向けて」を入れていただいたのは大変ありがたいことだなと思っています。それで、ここの「評価の実施」という3番目ですが、この基本計画の実行を評価するわけですけれども、この基本計画そのものは東京都がつくった東京都の基本計画だというふうに理解しておりまして、東京都動物愛護推進員協議会というのは東京都とは組織的に違うと。どこかに組織図がありましたけれども、委嘱はするのですが、東京都とは違うという意味では、外部評価になっているという理解です。ただ、大体、外部評価員も委嘱するのですけれども、そこが今、おっしゃっているように、基本計画の全部ではないけれども、ここにも相当な部分、実施をお任せするというか、実施をお願いするところもあって、そこが推進者と評価者が一緒というのは、評価ではなくて自己点検になっているのではないかという感じはするのですけれども、しかし、組織的に違うという意味では、「評価」という言葉を使っても悪くはないのではないかというふうに理解いたします。

会長 要するに、この協議会の第三者性みたいなことですか。

委員 これは東京都ではないという理解です。

会長 実質的に第三者だと。その辺はいかがですか。

事務局 ちょっと補足させていただきます。今、ご指摘いただきましたとおり、このダイジェスト版で書いてある「推進母体」という表現が、必ずしもここで言う協議会の性格を的確にあらわしているものではございませんので、むしろこの協議会自体は動物愛護推進員制度を促進するために別途設けられている協議会なんです。その協議会が動物愛護を推進する母体であるという意味であって、この総合基本計画そのものの推進母体というのは、基本的には東京都がつくった基本計画ですから、みんなで一緒にやってみようということですが、あくまでも東京都の計画なものですから、そういう意味では、このページで言う「推進母体」という表現を、ご指摘のとおり、協議会の性格がもう少しわかるように適切な言葉に直していきたいと思えます。あくまでも協議会は第三者機関が入っている第三者の機関という位置づけにむしろ近いものであるということで補足させていただきます。

会長 今ご指摘のとおり、この文章を読むと実際わかりにくいですね。要するに、計画の推進母体と書いてあるけれども、そのあたりは定期的な評価機関になっているので、ややわかりにくい。矛盾があるような気がします。

事務局 「推進母体」という表現は直していきたいと思えます。

会長 いかがでしょうか。

委員 つまり、読ませていただいたときに、ここの表現はともかくとして、実態は同一ではないかという印象が否めない表現である。そうだとすれば、本当に第三者の評価ということであれば、違った視点で書かれるか、設置するかが必要になるのではないかというのが私の読んだときの印象です。感想ですから、ほかの先生方のご意見を聞いてみてください。

会長 だから、これだけでは、ここに書いてある協議会というのはどういう性格のものかというのがはっきりしませんよね。そこは、第三者性があるということを書き込むかどうかという問題もありますね。その辺はいかがですか。

事務局 ただいまのご指摘の趣旨を踏まえまして、まず協議会は何ぞやということがきちんとわかるような形で、それが第三者性があるということが基本的にわかるような形にした上で、第三者機関が評価するという趣旨の記述に表現を改めさせていただきます。ご指摘

ありがとうございました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 それでは、お尋ねいたします。ダイジェストの8ページですけれども、中段(6)「動物シェルター機能の充実」というものが表記されています。この趣旨は大変すばらしいものだと思います。と申しますのは、例えば高齢者や障害者等で一時的に動物の飼養が困難になった場合に対してということとして、実は本協会にも、年間にしますと100件ほどこういう依頼電話がまいります。ですから、都内じゅうでカウントしたら相当な件数に上ると思うのです。高齢の独居老人が飼えなくなってしまった、ないしはホームに入ったというケースですね。これに対応するというのはすばらしいと思いますし、いわば緊急避難の制度だと思うのです。ただ、これにつきまして、本編の32ページには「施設運用をフレキシブルに行います」と。私は、これを素直に読ませていただいたのです。ところが、ダイジェスト版でこの部分を読みますと「センターを一時保護施設として対応します」とやはり同じフレキシブルの意味で書いてあります。ただし、最後の行程表を見ますと、ダイジェストの14ページですが、例えば「動物シェルター機能の充実(専用管理施設の整備)」と書いてあるんですね。だから、いわゆる緊急避難の専用の施設を用意するのかなとも読めるのですけれども、これはあくまでも現在の既設の設備をフレキシブルに対応するものなのか。それとも、緊急避難用に一部でも専用の機能を持った施設を整備するのか。その区分けを教えていただけますか。

会長 では、今の点を確認してほしいということなので、事務局のほうから説明してください。

事務局 今現在、動物愛護相談センターと申しますのは、多摩と世田谷と城南島と都内に3カ所ございます。その施設を一部改修ないしは内容を変えまして、そこにそういった緊急に収容できる動物のスペースもつくる中で対応していきたい。現実の対応としては、そのように考えて、新たに大きい施設とか、そういったものも必要でしょうけれども、現時点では、やはり既存の施設の中でそういった一時的な動物の保管といいますが、そういったことを考えています。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

委員 今のシェルターの問題に関連しまして、一時的に収容ということになっているわけですが、これは一時的にということと条例にないものもきて対応すると、今までも東京都の取組は非常に先進的で、全国の自治体から注目されているところでして、今回も、多分これが出ると非常に注目されると思うので、そういう点で、これもまた注目される点だろうというふうに考えます。そこで、一時的な収容で、では、その後どうするんだという問題があると思うのです。この辺のところをどういうふうに検討されているのか。その後の対応というものも考えておかないと、ずっとそのまま飼いきれるということではないと思うのです。特に今、国で、この前もちょっと話がありましたけれども、いわゆる生態系に影響の大きいような動物、特に海外からの輸入動物については厳しく規制をするというような方向で今、検討されているというふうに聞いています。そうしますと、そういうものが規制をされると、現在そういうようなものを飼っている方は、そういう厳しい規制を受けるならばもう飼いきれないということで、何らかの対応を迫られるわけですね。そのときに、引き取ってくれるのかといたら、まず引き取ってもらえないだろう。それと、第三者に対する譲渡というのなかなか難しい部分もあるということになってくると、その辺のところ、それをどうするのかということを十分考えていかないと、多分捨ててしまうと思うのです。捨てるとは限りません。終生飼養が義務づけられているわけですから、自己責任の中で対処すべきだというのはわかるのですけれども、それは理論上の問題であって、実際の問題としては、やはり山の中へ捨ててくるとか、そういうところへ行くのかなというふうに思うわけです。そうすると、その捨てられた動物を一時収容するということになってくると、そ

の後の対応をどうするのかというものも、これに連動した問題として考えていく必要があるだろう。例えば、動物愛護推進員との連携を強力にして、その対応をどういうふうにするとか、何かいろいろな検討の余地はあるだろうと思うのです。そういうことで、これは意見ということでお聞きいただきたいと思いますが、そういう問題も内在しているのではないだろうかということでございます。以上です。

会長 今、ご指摘があったことで、事務局のほうから特に何かありますか。一応、ご指摘ということだったのですけれども。

事務局 貴重なご意見でございますので、何らか知恵を出して、対応できる範囲で対応していきたい。あるいは、記載できるものがあれば、この中で記載していきたいと考えております。

会長 それでは、本日は原案を詰めるということではなくて、これから若干まだ時間がございます。それで、今、いろいろ貴重なご意見、ご指摘をいただきましたので、このいろいろなご発言を取り入れまして、さらに審議会で、また一般都民のご意見を広く取り入れて、最終の計画案を策定してまいりたいと思います。原案につきましては、パブリックコメントをインターネット上でいまして、極力、都民のご意見を計画に反映していきたいと思いますが、パブリックコメントを行うまでの当分の間、今後さらに審議会委員の方々の修正のご意見、ご要望等も含めまして、内容の確認と充実を図るために、事務局を通じて修正を行い、本日ご議論のあった原案を成案として確定してまいりたいというふうに存じております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

会長 それでは、以上のことを踏まえまして、今後の日程を…。

委員 すみません、動物取扱業のところに戻るのですけれども、9ページに「動物取扱業者への啓発と指導」ということで、啓発のところはずいぶん書かれているのですけれども、指導というのは、都民への飼い方指導というところであって、動物取扱業者の指導というのが余り強く出ていないように思うのです。確かにきちんとしていらっしゃる方もいらっしゃるのですけれども、業界で自主規制といっても、業界がギブアップするような、とても自主規制なんてできそうにもない方々がわりと多い業界でもございますので、やはり役所からの適切な飼い方指導というよりも、その前に、業者に対する適切な指導というのがもう少したわねてもいいのかなということと、前回の動物愛護推進員の動物取扱業に対する問題を討議しましたときに、たしか余りにひどいところは名前も公表みたいなことをおっしゃったように思うのですが、その辺のところも踏まえて書いていただけたらというふうに思うのですけれども。

会長 それでは、今のご意見も十分に参考にされて、原案を成案として練っていただきたいと思えます。

事務局より、11月25日までに成案を確定し、12月1日から12月15日まで健康局ホームページ上でのパブリックコメントの実施を予定、1月中旬に第3回の審議会開催を予定している旨説明あり。

会長 それでは、そろそろ予定の時間も近づいてまいったのですが、この際、何かほかにご意見、ご質問等ございますか。それでは、大変ありがとうございました。本日の審議会は、これもちまして終了いたします。長時間にわたり、ご熱心にご審議をいただき、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(午後 4時18分閉会)